

中小企業エネルギーコスト削減助成金

「よくあるご質問」の更新経過

NO	日付	QA 番号	変更内容
1	R5. 1. 13		追加募集に伴い更新
2	R5. 3. 1	A2-2	「対象になりません。空調などの省エネルギー設備を導入する場合、既存の事業所で使用している設備を更新する対象になります。ただし、太陽光発電設備の新設を伴う場合などについては、新築の事業所であっても対象になります。」から、ただし以下を削除
3	R5. 5. 17	A0-1, A2-6, A2-13, A4-2, A4-3	「令和4年7月1日以降」を「令和5年度助成金は令和5年4月1日（令和4年度助成金は令和4年7月1日）以降」に変更
4	R5. 5. 17	A0-4	「受付窓口へ提出」を「受付窓口へ持参により提出」に変更
5	R5. 5. 17	A2-20	「また令和5年度助成金から、照明設備の業務用、一般用LEDについては省エネ基準（トップランナー制度）がある場合のみ対象設備となりますのでご注意ください。」を追加
6	R5. 5. 17	Q3-5, A3-5	新規追加 令和5年度の事業活動温暖化対策計画書の提出について
7	R6. 4. 8	A0-1	「完了検査・助成金額の確定通知」を 「受付窓口による完了検査 ⇒ 事務局による助成金額の確定通知」に変更
8	R6. 4. 8	A0-1, A2-6, A2-13, A4-2, A4-3	「令和5年度助成金は令和5年4月1日（令和4年度助成金は令和4年7月1日）以降」を 「令和6年度助成金は令和6年4月1日以降」に変更
9	R6. 4. 8	A0-2	「2か月程度です。」を 「2か月から3か月程度です。審査時間を短縮するため、申請書類に不備がある場合は、事務局等から指示を受けた日から10営業日以内に訂正書類を提出する必要があります。（期限までに提出がなされない場合は、取下げ処理となります）」に変更
10	R6. 4. 8	A0-4	「※提出書類に加えて電子データも併せてご提出いただきます。」を追加
11	R6. 4. 8	A0-8	「現地調査時」を「現地調査 [完了検査] 時」に変更
12	R6. 4. 8	A1-1	「現地確認等」を「現地調査 [完了検査] 等」に変更
13	R6. 4. 8	A2-4	「また、リース期間中の設備を交換する場合も対象になりません。」を追加
14	R6. 4. 8	A2-7	「※ 助成金確定額（交付決定額）が50万円以上であることが必要です。当初申請時に対象経費が75万円（税抜）の場合、振込手数料を減額して支払いをすると対象経費が75万円未満となり、助成金の下限額を下回るため、対象外となりますのでご注意ください。」を追加
15	R6. 4. 8	A2-15	「導入などです。」を「導入又はコスト削減効果が著しく低い場合などです。概ね30年以内で設備投資した金額（対象経費の額）をコスト削減効果により回収できる計画が必要です。」に変更

16	R6. 4. 8	A3-1	「※ 中小企業エネルギーコスト削減等計画書(様式第4号)を作成するための実績が必要」を追記
17	R6. 4. 8	Q3-5	「令和5年度」を「令和6年度」に変更
18	R6. 4. 8	A3-5	全面的に書き換え 長野県地球温暖化対策条例(平成18年長野県条例第19号)第12条に規定する事業活動温暖化対策計画書については、長野県へ提出した計画書の写し及び提出したことを確認できる書類(提出メールの写し、事業活動温暖化対策計画書兼実施状況等報告書(様式1号)1ページ目の写し及び事業活動温暖化対策計画書提出書(様式2号)の1ページ目の写し)を添付してください。【条例で提出が義務付けられている事業者又は従業員数21人以上の助成事業者に限ります】
19	R6. 4. 8	Q3-6, A3-6	新規追加 照明器具をLED照明に入替を考えている。工場の高所で銘板の写真撮影ができない場合はどうしたら良いか。
20	R6. 4. 8	A6-1	「譲渡」を「譲渡(事業主体が本質的変わる承継を含む)」に変更